2015 年 2 月 25 日

玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請

避難施設は安全区域にあるのが大原則
命を守れない避難計画のもとでの再稼働は絶対に認められない

佐賀県知事　山口祥義　様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表　石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人　野中宏樹

国民の脱原発の願いを無視して、全国で原発再稼働が強行されようとしています。

国・原子力規制委員会委員長自らが「安全を保証しない」と明言している原発です。

玄海原発においても、ひとたび事故が起きれば、放射能は命を傷つけ、豊かな自然とふるさとを根こそぎ奪ってしまうことになると、私達は不安を日ましに募らせています。

事故時の避難計画は、最悪を想定しない机上の空論のもとでの県民への被ばく強要計画となっていることが、私達の調査と県とのやりとりの中で明らかになりました。

土砂災害等の自然災害の危険区域に避難所や集合場所が多数あることも、新たに判明しました。

県民の命を守る避難計画すらできていない中での再稼働は絶対に認められません。

ここに玄海原発事故時の避難計画と再稼働に関する質問・要請書を提出いたします。

【　質　問　事　項　】

（１）危険区域にある避難所について

改正災害対策基本法が 2014 年 4 月に施行されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設（避難所と緊急避難場所）を設定してはならない」とされました。

玄海原発事故時に避難受入先となる佐賀県、長崎県、福岡県 3 県の 39 市町に「避難所が危険区域にあるか」を3県の市民団体共同でアンケートで尋ねたところ、12 市町で 118 か所（全避難所 757 か所のうち 16％）が危険区域にあることがわかりました。佐賀県内では受入先 17 市町中 8 市町で 76 か所（全避難所 538 か所のうち 14％）が土砂災害等の危険区域でした。市町によって差がありますが、唐津市の受入先である佐賀市では 89 か所中 24 か所（27％）、伊万里市の受入先である太良町では 12 か所中 5 か所（42％）にもなりました。

これでは改正災害対策基本法等の要件を満たさず、避難住民の安全を守ることはできません。

また、避難元である玄海町、唐津市、伊万里市の 3 市町の一時集合場所についても調べたところ、唐津市では 174 か所ある集合場所のうち 66 か所が危険区域にありました（38％）。

玄海町からは、危険区域に集合場所は「ない」と回答いただきましたが、「玄海町防災マップ」を見ると「急傾斜地崩壊危険箇所」にある集合場所が多数見受けられました。県から「危険区域指定されていない」から「ない」とのことでした。

12 月 26 日付の知事職務代行者からの回答文書（前回回答）で「法令に即している」と回答いただきましたが、内閣府原子力防災担当者は「避難施設は災害対策基本法に基づいて危険区域外から指定される。そのあとから、原子力災害では UPZ 圏外から選ぶということになっている」（昨年 10 月 24 日の市民団体の政府交渉にて）と明言されています。法律改正の趣旨にのっとれば、安全確保のために今のような状態を見直すべきではないでしょうか。

この件に関して、伊万里市総務部長は 12 月市議会で「避難する側にとっては心情的な不安もあると思うので、避難先との協議の議題に上げ、避難所の安全を確認したい」と答弁しました。唐津市総務部長は「避難所は安全な区域にあるのが大原則。そういう場所があれば、県と協議しながら見直しに努めなければならない」と答弁をしました。

①私達の調査結果について、法律の解釈はおいたとしても、「危険区域に避難所や一時集合場所がある」という事実を県としては認められますか。住民に知らせていますか。
②自治体から「協議、見直しに努めたい」との声があがっていますが、県として具体的にどう対処、見直しをされますか。

（２）スクリーニング訓練について

1 月 24 日の原子力防災訓練の際、要援護者施設の避難訓練や杵藤クリーンセンターでのスクリーニング訓練などを見学しました。初めて行ったという住民スクリーニング訓練についてのみ、以下、質問します。

①この日はスクリーニング訓練に参加する避難車両は 21 台だけでしたが、それでも順番待ちの行列ができました。最悪の想定では、何台何人がここに来て、すべての作業が終わるのにどのくらいの時間がかかりますか。
②車両の除染訓練はなされませんでしたが、「国の指針で方法が決まっていないから」と現場の方は言われました。いつ決まるのですか。その際、訓練はしないのですか。スクリーニングと除染はセットで行なわなければ、スクリーニングポイントを設置する意味がないのではないですか。
③除染が必要とされる基準値がβ線で 40000cpm とのことです。これは 120Bq/cm2 に相当しますが、これは法令で定められている「放射線管理区域からの物の持ち出し基準」4Bq/cm2 の 30 倍にもなります。たとえば 29 倍の値を示しても、「汚染なし」と判断されて、除染もせずに通過させることになります。放射能汚染を拡大することになりませんか。
④「除染の際に出る放射能汚染廃棄物の処理はどうするのか」との質問に県は「事業者九州電力の責任で処理してもらう」と回答されましたが、「具体的にどう処理するのか」と尋ねても「九州電力が検討中」とだけでした。いつまでに検討するのですか。事故が起きてからですか。
九州電力にもスクリーニング訓練の場にいてもらい、処理訓練もする必要があるのではないですか。
3.11 後、放射能に汚染されたゴルフ場が裁判に訴えても「原発から飛散した放射性物質は『無主物』であり、東京電力の所有物ではない」とされたことがありました。これが九電だったらどのように思われますか。また、放射能が目には見えず無味無臭であることをいいことに無責任な飛散を許すのは、住民を安全安心から守れないのではないでしょうか。

⑤スクリーニングはすべての避難住民に必要です。なのに、なぜスクリーニング訓練は 1 か所だけしかやらないのですか。避難訓練は UPZ 内のごく一部の住民が対象ですが、せめて、すべての訓練参加住民がスクリーニング訓練も行うべきではないでしょうか。

（３）避難計画全体にかかわる認識ついて

佐賀県の避難計画は、福島原発事故で起きた現実を無視・軽視し、防災の基本である「最悪を想定すること」を怠り、実効性ある計画とはとても言えないものだと、私達はこれまで指摘してきました。古川前知事は、県民の命を守ることが第一の使命であるということを忘れ、責任を放棄しているようかのようでした。避難計画全体にかかわる認識について、以下、質問します。

①私達は避難計画の抜本的な見直しが必要と考えますが、貴職はその必要性があるとお考えでしょうか。

②「UPZにおいて 1 日以内に避難が必要と考える範囲は実測値で毎時 500 マイクロシーベルト（μSv/h）超の地域」を目安とされていますが、「1 年間の公衆の追加被ばく限度」1ミリを 2 時間で達してしまう極めて高い数値です。499μSv/h までは被ばくを強いていいのでしょうか。住民に被ばくを強要するものではありませんか。

住民は 500μSv/h までは屋内退避となっているから被ばくしないと言われるのでしょうが、普通の住宅は密閉されていないところが多く、屋内退避といっても被ばくする可能性があることを住民に説明しておくべきではありませんか。また、佐賀県全域にわたる避難先では 500μSv/h 以内での被ばくした人や物を受け入れることを、避難先の住民に対して丁寧に説明し了解を求めるべきではありませんか。

私たちがこれまで面談してきて、自治体でさえも原発事故避難計画が十分周知徹底されていませんでしたが、まして住民に知らされていないと思いますが、このままでいいのでしょうか。

③前知事は、私達への回答（2013 年 12 月 27 日付）の中で「飯舘村などにおいては、1か月の間に避難をすることが求められました。・・・こうしたことから、UPZの範囲外において避難が必要になる場合は、一定の時間的余裕があることが想定されるため・・・避難計画の策定までは必要ない」と回答されました。私達はこの重大な誤認識について、「無用な被ばくを強いられ故郷を奪われた飯舘村の方達などの気持ちを踏みにじるものだ」と抗議も行いました。被ばくを強いられた飯舘村の方達に対して、貴職は「時間的余裕があった」と言えますか。前知事の発言を、佐賀県として撤回してください。

④前知事は「自主避難はスムーズな避難の阻害になるから、国や県の指示に従って欲しい」「本当に避難が必要な人の支障になる」という発言をしました。

福島では国や県の指示が間違ったり遅れたり、あるいは情報が隠されたりしました。佐賀や九州にも福島原発事故による自主避難者が多数いらっしゃいます。被ばくを避けようと自ら避難する人を「本当に避難が必要でない人」「阻害」だと、貴職は言えますか。

⑤昨年 8 月 22 日の市長会との会合で、30 キロ圏外にも避難計画が必要、との声があがりました。首長のみなさんが心配するのは、住民の命を守ろうとすれば当然のことです。私達の質問に対して、県は前回回答

の中で「あらかじめ避難計画を策定しておく必要まではない」としています。
福島の現実を直視し、最悪をするのなら、佐賀県全域の住民の避難計画は必要ではないでしょうか。

（４）再稼働に対する地元同意について

再稼働には、原発事故によって影響を受けうるすべての住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が義務づけられているUPZ30 キロ圏内の自治体の同意が必要です。
そのような私達の要請に対して県は前回回答で、地元同意の範囲について「国から協議があった時に、国の考え方を確認したい」と述べるにとどまりました。また、再稼働について「県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催しないのか」の質問に対して、県は「対応を決めていない」「国が『前面に立つ』と言っている」というだけで、県民の命を第一にする姿勢がまったく感じられないものでした。
2 月 20 日の県議会本会議で貴職は地元同意について「規制委の審査結果が出た後、国と協議し、県の考え方を整理する」と、前知事同様の他人事のような答弁をされました。「佐賀のことは佐賀で決める」で言われて知事選を制した貴職に、あらためてお尋ねします。

①県民の命を預かる立場から、伊万里市民の代表者たる伊万里市長の要請を受けて、積極的に地元同意を広げるよう、国や九電にはたらきかけるおつもりはありませんか。
②「地元同意」に至る過程で、県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催しないのですか。
③国や電力事業者、また再稼働推進の立場の学者・専門家だけでなく、再稼働反対・慎重な立場の学者・専門家や市民の意見を聞く機会などは設けないのですか。でなければ公平性を欠くことになりませんか。

【 要 請 事 項 】

(1)すべての避難所、避難集合場所について、安全な区域に設定してください。
(2)避難訓練で明らかになった問題点を、住民や見学者等からのヒアリング等も踏まえ、すべて明らかにしてください。
(3)再稼働へ向けた手続き等の前に、県民すべてが被ばくを避けられる避難計画を作成してください。
(4)少なくとも、UPZ圏内の自治体の同意なしに再稼働は認められないことを表明してください。
(5)佐賀県民 84 万人の命を預かる知事として、県民の命に責任を持ち、県民の命を守れない避難計画のもとでは、玄海原発の再稼働を絶対に認めないでください。